



回覧印座



建災防だより 4月号

令和6年4月1日

建設業労働災害防止協会香川支部

〒760-0026 高松市磨屋町6-4

TEL: 087-821-5243 FAX: 087-821-5229

Eメール: info@kensaibou-kagawa.jp

ホームページ: <https://kensaibou-kagawa.jp>

検索方法: 建災防香川 (けんさいぼうかがわ)



谷口支部長

1、新年度を迎えるにあたって

会員の皆様には、令和6年度も無事故無災害
で活躍されますようお願い申し上げます。

谷口支部長挨拶

昭和39年に設立された建設業労働災害防止協会は今年の9月で60周年を迎えます。

会員並びに関係各位におかれましては、建災防香川支部の業務運営につきまして、平素から特段のご協力をいただいておりますことに深く感謝申し上げます。

建設業は、地域のインフラ整備や毎年のように発生する自然災害の復旧工事等の担い手として国民生活を支える重要な役割を果たしております。建設業に携わる誰もが安心して働くことができる職場づくりを目指し、本年度も当支部は実効ある活動を積極的に展開していく所存ですので、今後とも、皆様方のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

建災防香川支部におきましては、**技能講習や特別教育**を軸として、現場管理者や職長教育、現場における従事者教育を全力で進めてまいります。また、安全大会への**講師派遣**、本部安全管理士による**安全パトロール**、**現場見学会**、さらに「建設現場における若者と女性の活躍」のための活動を今年も実施してまいります。安全活動等でお困りの事があれば、何なりとご相談ください。皆様のお手伝いを誠心誠意させていただきます。

安全で安心して働くことはすべての人の願いです。みなさまの無事故・無災害の達成を祈念して新年度のご挨拶とさせていただきます。

◎. 建設業における労働災害の発生状況について (R6年2月末現在)

<令和6年2月末の全国の労働災害>

- ・全産業の死亡者数・・・87人(前年同期比 +2人)
- ・建設業の死亡者数・・・27人(前年同期比 +2人)
- ・全産業の休業4日以上死傷者数・・・12,246人(前年同期比 ▲8人)
- ・建設業の休業4日以上死傷者数・・・1,321人(前年同期比 +2人)

<令和6年2月末の香川県の労働災害>

- ・全産業の死亡者数・・・4人(前年同期比 +4人、)
- ・建設業の死亡者数・・・0人(前年同期比 ±0人、)
- ・全産業の休業4日以上死傷者数・・・159人(前年同期比 ▲9人)
- ・建設業の休業4日以上死傷者数・・・10人(前年同期比 ±0人)

※香川県の建設業の死亡災害は0件ですが、全産業では4件発生しており、もう昨年の件数になりました。建設業も危機感が必要です。基本を守って作業をお願いします。

◎. 時間外・休日労働に関する協定届(36協定)作成のチェック

ポイントについて

時間外・休日労働に関する協定(36協定)届
作成のチェックポイント

1 記載事項の漏れや指針に適合していない項目がないかご確認ください

- ◎労働保険番号や法人番号(個人事業主を除く。)が記載されていますか?
- ◎特別条項の「臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合」について、36協定指針に基づき、一時的または突発的に時間外労働を行わせる必要のあるものをできる限り具体的に定めていますか?

2 令和6年4月1日から適用猶予業務等に係る様式が変わります

【建設業】 ※労基法別表第1第3号に掲げる事業、事業場の所属する企業の主たる事業が労基法別表第1第3号に掲げる事業である事業場における事業及び工作物の建設の事業に関連する警備の事業(交通誘導の業務に限る。)

		月45時間・年360時間を超える時間外・休日労働	
		見込まれる	見込まれない
災害時の復旧・復興の対応	見込まれる	様式9号の3の3	様式9号の3の2
	見込まれない	様式9号の2	様式9号

【自動車運転手】

月45時間・年360時間を超える時間外・休日労働	
見込まれる	見込まれない
様式9号の3の5	様式9号の3の4

(36協定届に「別添協定書のとおり」等と記載した場合)
時間外労働及び休日労働に関する協定書

【医師】

※医療提供体制の確保に必要な者として病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院において勤務する医師(医療を受ける者に対する診療を直接の目的とする業務を行わない者、例えば血液センター等の勤務医、産業医、検診センターの医師等は該当しない。)

月45時間・年360時間を超える時間外・休日労働	
見込まれる	見込まれない
様式9号の5	様式9号の4

①36協定の様式はこちら



②36協定の記載例、指針などはこちら



③作成支援ツールはこちら



◎. 「令和6年春の全国交通安全運動」について

※通勤災害は労災です。注意喚起をお願いします。

府政政調第13号-2
令和6年1月22日

建設業労働災害防止協会会長 殿

内閣府政策統括官
(政策調整担当) 付
交通安全対策担当参事官

「令和6年春の全国交通安全運動」の広報啓発に対する御協力について

時下、益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より交通安全対策に対しまして御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「令和6年春の全国交通安全運動」につきましては、本年4月6日(土)から同月15日(月)までの10日間、「交通事故死ゼロを目指す日」につきましては、同運動期間中のゼロが付く4月10日(水)、それぞれ実施することとしております。

貴団体におかれましては、全国交通安全運動の協賛団体として様々な御活動や取組を行っていただいているところ、それらに加え、貴団体で開設されているウェブサイトやSNS等により、本運動の趣旨や全国重点、取組内容等に関してより一層の広報啓発を賜りたく、御協力をお願い申し上げます。

その際には、当府の下記ウェブサイト等において、随時、本運動に関する広報啓発を行いますので、御活用いただければ幸甚でございます。

- 内閣府交通安全対策ホームページ
<https://www8.cao.go.jp/koutu/keihatsu/index-ke.html>
- 内閣府交通安全対策担当 Twitter
https://twitter.com/cao_koutsu
- 内閣府交通安全対策担当 YouTube
https://www.youtube.com/@cao_koutsu

《問合せ先》	内閣府政策統括官(政策調整担当) 付 参事官(交通安全対策担当) 付 交通安全啓発担当 毛利・河野 〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 TEL: 03-6257-1449(直通) 03-5253-2111 内線38280 E-mail: g.kotsuanzen.g5tr@cao.go.jp
--------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

◎. 建設業安全衛生教育センターが実施する、令和6年度各種研修・講座のご案内（講師養成講座）

※建災防が運営しています。社内講師の養成をご検討ください。

令和6年度版

建設業安全衛生教育センターが実施する 各種研修・講座のご案内



実施している研修・講座

- ずい道等救護技術管理者研修
- 職長・安全衛生責任者教育講師養成講座
- 総合工事業者店社安全衛生スタッフコース
- 建設現場の管理技術者のための講座
(所長コース・工事主任コース ※SSHO資格取得講座)
(SSHOリフレッシュコース ※5年再教育講座)
(墜落保護担当責任者【CP】コース)
- 建設業労働安全衛生マネジメントシステム (COHSMS) 研修講座
(COHSMS構築・認定担当者研修講座、COHSMS内部システム監査担当者研修講座)
- 厚生労働大臣が定める計画作成参画者研修
- 労働安全衛生関係法令講座
- 再圧室操作業務従事者特別教育指導員 (インストラクター) 講座
- 建設業労働衛生管理講座 (粉じん対策・インストラクターコース)



開催案内・申込みは
こちらからアクセス!

建設業安全衛生教育センター

〒285-0003 千葉県佐倉市飯野852
TEL : 043-486-1321 FAX : 043-486-7341
HP : <https://www.kensaibou.or.jp/>

建設業安全衛生教育センター (CONSTRUCTION OCCUPATIONAL SAFETY AND HEALTH EDUCATION CENTER) は、建設業労働災害防止協会が運営している教育施設です。

◎. 一般照明用の蛍光灯の製造・輸出入は2027年までに廃止
 されます。

2024年2月

一般照明用の蛍光灯の製造・輸出入は2027年までに廃止されます

2023年11月の「水銀に関する水俣条約 第5回締約国会議」において、
一般照明用²の蛍光灯の製造・輸出入を、2027年までに段階的に廃止することが決定されました。
既に使用している製品の継続使用、廃止日までに製造された製品（在庫）の売り買い及びその使用が禁
 止されるものではありません。

廃止の時期（蛍光灯の種類ごとに廃止時期が異なります。）

種類	直管蛍光灯 [°]	環形蛍光灯 [°]	コンパクト形蛍光灯 [°]
廃止年月日	2027年12月31日(※)	2027年12月31日(※)	2026年12月31日
写真(例)			

(※) 直管蛍光灯と環形蛍光灯には一般タイプの「ハロリン酸塩系」蛍光灯とプレミアムタイプの「三波長系」蛍
 光灯との二種類があり、互換性があります。後者の方が高効率でより明るい仕様です。「ハロリン酸塩系」が2026
 年末、「三波長系」が2027年末に、製造・輸出入が廃止されます。

一般照明用蛍光灯の表示例

製品本体に付された品番が「F」で始まるものが蛍光灯です。
 (蛍光灯に印字された品番に、三波長系蛍光灯のみ
 「3波長形」または「EX」と表示ありますが、これらの表示がない
 ものはハロリン酸塩系のランプです。)



海外製品では品番の表記が異なることがありますので、お手持ちの製品が蛍光灯かわからない場合は、お近く
 の蛍光灯取扱店またはメーカーにお問い合わせください。

LED 照明への切り替え

一般照明用の蛍光灯の製造・輸出入の廃止に伴い、LED 照明への計画的な更新をお願いいたします。切り
 替え工事が必要な場合もあります。

LED 照明への切り替えが難しい場合は、あらかじめ電気工事店等に交換用の蛍光灯確保についてご相談く
 ださい。

【本件に関するお問合せ先】

経済産業省 化学物質管理課 TEL : 03-3501-0080 e-mail : bz1-suigin@meti.go.jp

環境省環境保健部 水銀対策推進室 TEL : 03-5521-8260 e-mail : suigin@env.go.jp

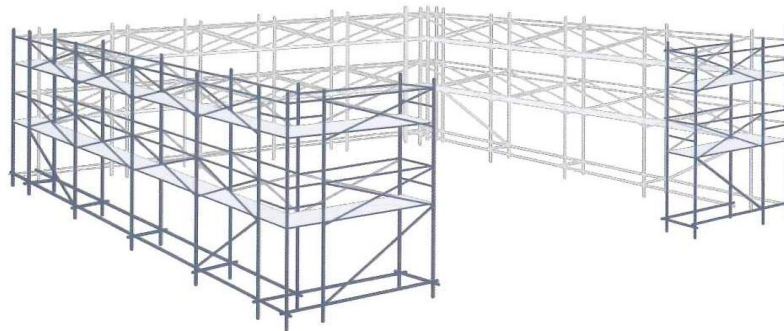
²一般照明用ランプについては、一般社団法人日本照明工業会の資料を参照ください。
https://www.jlma.or.jp/kankyosugin/docs/sugin_lamp_youto.pdf

◎. 足場からの墜落防止措置が強化されます。

※R6年4月から幅が1m以上の箇所においては、本足場の設置が義務になります。点検者も資格が必要です。

足場からの墜落防止措置が強化されます

● 改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行 ●



厚生労働省では足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置を強化しました。令和5年10月1日（一部規定は令和6年4月1日）から順次施行します。

改正のあらまし

1 一側足場の使用範囲が明確化されます

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。

2 足場の点検時には点検者の指名が必要になります

事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

3 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

また、労働災害防止対策を確実に実施するため、安全衛生経費については適切に確保してください。



◎. 新ヒヤリハット報告について（建災防方式）

※ヒヤリハットは成功体験です。隠さずに報告し活用しましょう

建災防方式 / 新ヒヤリハット 報告

作業員作業所長 / 職長

事故・災害にいたらなくて
良かったに注目!

ヒヤリハットは、災害にいたる前の**脱出事例**であり、
災害にいたらなかった**成功体験**です！
事故・災害にいたる前に回避できた能力（レジリエンス能力）を
向上させる新たな手法による取組が**新ヒヤリハット報告**です。



「新ヒヤリハット報告」は**新たな視点**から**アプローチ!**

ヒヤリハットにつながった直接的な原因

ヒューマンファクターによる背後要因

ヒヤリハットが事故や災害の直前で回避できた理由

働きやすい現場になり
心も身体も元気！

**事故・災害
ゼロ!**



建設事業者および作業所長等を対象
メンタルヘルス対策の無料相談窓口を設置しています。

専用ダイヤル ☎ **03-3453-0974**
毎週月曜日 13:00～16:00（祝日・年末年始を除きます。）

建設現場でメンタルヘルスや職場環境改善を進めるにあたっての悩み等、建設業メンタルヘルス対策アドバイザーがお答えします。



建設業労働災害防止協会（略称:建災防）

◎. 東 安全・衛生管理士によるコラム欄

ビートルズと万葉集

安全・衛生管理士 東 昭三

私は以前から喫茶店でボンヤリとする時間が好きで、前の会社にいた時も喫茶店で気分転換（世間でいうサボリ？）をしに、コーヒーなどを時々飲みに行ったこともあります（よい子の皆さんは、まねをしないようにしましょう）。これが、まったくのサボリかという、そうでもなくて仕事上役に立つこともあるのです。

30年ほど前のある集合住宅の解体工事においては、住民の方々の協力がなかなか得られず、工事の進捗にも影響が出始めるほどのことでした。

その日も着工以来、何度目かの住民打合せ会に出席したのですが、前向きな話にはなりません。私は打合せ会の終了後に、気分転換のために現場近くの甘党喫茶に行き、ぜんざいを食べていました。なにげなく隣のテーブルを見ると、さっきまで打合せを行っていた住民の代表（女性）の方がいるではありませんか。普段、住民打合せ会の席上では、私たち業者に対してなかなか厳しい意見を述べられる人なのですが、その時は私の食べている物を見てニッコリとされました。彼女も住民代表の立場として打合せ会を済ませ、私同様に気分転換に来ていたのでしょう。さっきの住民打合せ会でのギクシャクとした会話では、進展は得られなかったのですが、ここではなんとなく同類意識が生まれ、ぜんざいを介しての打合せ会では話が弾み、懸案はあっという間に解決したのでした。甘党喫茶のぜんざいにはこのような効用もあるのです（笑）。

さて、今回の本題です。ある日曜日のことです。家内は実家に用事があり留守をしていましたので、私は一人で喫茶店に行きました。その喫茶店は、ホームセンターのなかにあるという少し変わった喫茶店です。そのアイスラテはなかなかのもので私の好みなのです。その喫茶店には写真集など、マスターの趣味の本が多く置かれています。お客はいつも少なく（失礼）、店は広いので本を読みながらゆっくりするには最適なところなのです。

その日も私はアイスラテを飲みながら、写真集を見ていたら、その中のある写真に眼が引きつけられました。若い女性が草のようなものを握りしめて、泣いている写真です。写真を見るだけでは意味が解らず、説明文を読みました。それによると、この若い女性はビートルズのドラマーであるリングスターの大ファンなのだそうです。そして握りしめている草のようなものは、リングスターが踏んづけた芝生なのだ、ということのようです。ただの芝生なのですが、ファンにとってはこれが大変な記念品でうれし泣きしている写真なのだ、とありました。

その時、似たような話をどこかで聞いたことがあるぞと思いました。こういう場合、最近の私は、なかなか思い出せないことが多いのですが、この時はすぐに思い出せました。

それは、万葉集のなかの一首でした。

『信濃なる 千曲の川の 細石（さざれし）も 君し踏みてば 玉と拾わん（3400）』

『信濃の千曲川のなんの変哲もない小石でさえも、あなたが踏んだものであるのだから、私にとっては宝物のように思えて、手に取って拾いあげるのです』というような意味の女性の歌です。

思いを寄せる人が触れたものを自分の手で触れてみたいという人の心理は、1300年前であろうが、現代であろうがまた、日本人であろうが欧米人であろうが、変わることはないのだということに触れることができた一日でした。

その日はなんとなくほんわかとした1日になりました。



The Best of LIFE タイムライフブックス



万葉集東歌紀行 岸哲男 三彩社